

地方公共団体における外来種に関する条例の整備状況とそれによる国内由来の外来種の規制状況 (H24.6.1現在)

今年度実施した都道府県に対するアンケート結果を中心に外来種対策に資する条例の整備状況について整理した。

- ・47都道府県のうち、外来種対策に資する条例が整備されているのは20都道府県である
- ・規制対象となる外来種を指定することを明記しているのは6道県で、実際に種の選定が行われているのは4道県である
- ・規制対象となる外来種に国内由来のものを含むことが明記されているのは12都県である
- ・外来種による影響より保全すべき対象種の範囲を決めているのは6府県である。

都道府県	条例	内容	対象種(種)	対象となる外来種の範囲	規制内容要約	備考
北海道	・北海道動物の愛護及び管理に関する条例	逃げ出して野生化することによって、在来種への危害や農業被害などが懸念される動物を特定移入動物に指定し、飼育に際し届出を義務づけ、逸走させないように飼養し、逸走した場合に繁殖できないような処置に努めることとしている。現在の指定種はプレーリードッグとフェレットの2種。制定時(H13.10.1)には、アライグマも含まれていた(第2章 第3節 第13～15条)。	在来種全体	特定移入動物指定2種のみ(プレーリードッグとフェレット)	飼養の届出、逸走の防止、繁殖防止処置	外来生物対策とは少し異なる条例
福島県	・福島県野生動植物の保護に関する条例	外来種対策の推進を図るため、外来種その他県内に人を介して移入された種で、希少野生動植物に支障を及ぼすおそれのあるものについて、生息状況や支障の程度等について調査し必要な措置を講ずるとともに、外来種の影響に関する情報の提供について努めるよう規定した(条例第五章)。	希少野生動植物	国外、国内由来の外来種	保全対象を保護するために調査と必要な処置	
東京都	・東京における自然の保護と回復に関する条例	国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、都内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。また、事業の実施に当たっては、野生動植物が生息し、又は生育する環境に配慮し、その保護に努めなければならないと規定(第四五条)。	在来種全体	国内、国外由来の外来種	放逐、植栽等の禁止	
石川県	・ふるさと石川の環境を守り育てる条例	動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し生態系に著しく支障を及ぼすおそれがある国内又は国外から持ち込まれた種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならないと規定(第百五十六条)。 また、特定外来種(特に生態系に著しく支障を及ぼしていると認められる国内又は国外から持ち込まれた動植物で、知事が定めるものをいう。)の増殖を抑制するため、個体数の低減及び生息地等の縮小に必要な施策を講ずるよう努めるとしている(第百五十七条)。	在来種全体	国内、国外由来の外来種	放逐、植栽等の禁止	
長野県	・長野県希少野生動植物保護条例	外来種その他の本県の区域に移入された種で、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息又は生育の状況、その個体の生息地又は生育地の状況、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、指定希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずるものとする(第5章 第35条)。	指定希少野生動植物	国内、国外由来の外来種	保全対象を保護するために調査と必要な処置	
静岡県	・静岡県自然環境保全条例の改正(H23.4.6)	知事が指定する区域内について、本来の生育・生育地でない動植物で、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと、植栽し、又は当該植物の種子をまくことは知事の許可が必要と規定(第3章 第13条)	在来種全体	国内、国外由来の外来種(別途、条例指定を指定)	放逐、植栽等の禁止(知事の許可)	指定種の記述なし

都道府県	条例	内容	保全対象(種)	対象となる外来種の範囲	規制内容要約	備考
愛知県	・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	県内における地域の在来種を圧迫し、その生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種の公表を行う規定を設けた。これにより、公表された移入種については、みだりに生きている個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことが禁止される(第五章 第四節 第五十五条)。また、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする(第五十六条)。	在来種全体	国内、国外由来の外来種 (別途、条例公表種を指定) (条例公表種:ハクビシン、コブハクチョウ、アカミミガメ、ワニガメ、オヤニラミ、カラドジョウ、ナイルティラピア、アカボシゴマダラ、クワガタムシ科、タイワンタケケマバチ、ホソオチョウ、サキグロタマツメタ、スクミリンゴガイ、ホンビノスガイ、タテジマフジツボ群、チチュウカイミドリガニ、アツバキミガヨラン、ウチワサボテン属、キショウブ、スイレン属、タカネマツムシソウ、トウネズミモチ、ナガバオモダカ、ノハカカラクサ、ハビコリハコバ、サマシロキ、ヒメアザミ)	放逐、植栽等の禁止	条例公表種のうち、以下のものは国内由来の外来種 (オヤニラミ、クワガタムシ科、タカネマツムシソウ)
三重県	・三重県自然環境保全条例	国内及び国外を問わず人為により移動された動植物で、県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならないと規定(第四章 第四節 第二十五条)。また、特定外来魚(ブラックバス、ブルーギルその他の規則で定める魚類)の増殖を抑制するため、生息する個体数の低減及び生息域の縮小に必要な施策を講じるよう努めるものとする(第二十五条))	在来種全体	国内、国外由来の外来種	放逐、植栽等の禁止	
滋賀県	・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	県内において生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業に係る被害(以下「生態系等に係る被害」という。)を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来種を指定外来種(15種類)として指定し、以下のことを規定(第4章 第27～38条)。 ・野外へ放ち、植え、まくことの禁止 ・飼養、栽培等の開始日から30日以内の届出を義務づけ ・指定した際に既に飼養等をしていた者も指定日(平成19年5月1日)から30日以内の届出が必要 ・販売者は、購入者に適正な飼養方法および生態系への影響について説明義務等	在来種全体	(明記はないものの、指定外来種に国内由来のものが含まれている) 指定外来種(15種類) (指定外来種:ハクビシン、ワニガメ、タイリクバラタナゴ、オオタナゴ、ヨーロッパオオナマズ、カワマス、ブラウントラウト、ピラニア類全種、ガー科全種、オヤニラミ、スクミリンゴガイ、コモチカワツボ、オオミジンコ、イモビ、ロウカサビ)	放逐、植栽等の禁止、飼養・栽培の届出	指定外来種のうち、以下のものは国内由来の外来種 (オヤニラミ)
京都府	・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例	外来生物が絶滅のおそれのある野生生物に与える影響の把握、当該外来生物に関する施策を実施する市町村への助言等必要な措置を講じるよう努めるものとする(第47条)。	絶滅のおそれのある野生生物	外来種とのみ表記	保全対象を保護するために調査と必要な処置	被害影響の把握と助言のみ
奈良県	・奈良県希少野生動植物の保護に関する条例	外来種のうち、希少野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息等の状況、その個体が希少野生動植物の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項を調査するとともに、外来種から希少野生動植物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする(第五章 第三十五条)。また、外来種が希少野生動植物の個体の生息等に及ぼす影響について、県民、旅行者、滞在者及び事業者の理解を深めるため、情報の提供に努めるものとする(第三十六条)。	希少野生動植物	外来種とのみ表記	保全対象を保護するために調査と必要な処置	

都道府県	条例	内容	保全対象 (種)	対象となる外来種の範囲	規制内容要約	備考
岡山県	・岡山県自然保護条例	県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種(以下この条において「移入種」という。)が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供しよう努めるものとし、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない(第十二条)。	在来種全体	国内、国外由来の外来種	放逐、植栽等の禁止、 情報提供	
徳島県	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	県内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種(以下「侵略的外来種」という。)を放つこと等の禁止(第三十条)。 (侵略的外来種からの希少野生生物の保護必要な対策を講ずよう努める(第三十一条)。 希少野生生物を保護するために、外来種に関する情報の収集並びに研究の推進その他必要な措置を講ずよう努めなければならない(第三十二条)。 外来種が希少野生生物の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、県民及び事業者の理解が深まるよう、外来種に関する情報の提供に努めるものとする(第三十三条)。	在来種全体	侵略的外来種とのみ表記	放逐、植栽等の禁止、 保全対象を保護するために調査と必要な 処置	
香川県	・香川県希少野生生物の保護に関する条例	外来種(国外又は国内の他の地域から人を介して導入されることにより本来の生息地又は生育地以外の地域に存することとなる生物をいう。以下同じ。)のうち、希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、支障の程度その他必要な事項を調査し、保護のため必要な措置を講ずよう努めるものとする(第六章 第三十二条)。 また、その影響についての事業者及び県民等の理解を深めるよう情報の提供に努めるものとする(第三十三条)。	希少野生動物 植物	国内、国外由来の外来種	保全対象を保護するために調査と必要な 処置	
愛媛県	・愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例	野生動植物とその性質が異なることにより野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物(以下「侵略的外来生物」という。)の個体を放つこと等の禁止(第4章 第30条)。 侵略的外来生物の個体数の低減、その生息地又は生育地の縮小等の対策(第31条)。 外来生物に関する情報の収集等とその提供(第32、33条)。	在来種全体	侵略的外来種とのみ表記 (ただし、条文からは国内、 国外由来含む)	放逐、植栽等の禁止、 防除対策の実施、情 報収集と提供	
高知県	・高知県希少野生動植物保護条例	外来種に関する調査を行い、希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずよう努めるものとする(第30条)	希少野生動物 植物	外来種とのみ表記	保全対象を保護するために調査と必要な 処置	

都道府県	条例	内容	対象となる外来種(種)	対象となる外来種の範囲	規制内容要約	備考
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	地域を定めて移入規制種を指定することができる(第四章 第三節 第六十五条)。 指定された移入規制種に係る地域内において当該移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない(第六十六条)。 指定した移入規制種の個体を業として販売する者は、当該個体を購入した者に対し、当該個体が移入規制種である旨及び当該個体を適切な飼養栽培施設等において適切に取り扱わなければならない旨の説明を行うよう努めなければならない(第六十七条)。	在来種全体	移入規制種 (ただし、条文からは国内、国外由来含む) (移入規制種:ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、ヤギ、ミシシippアカミミガメ、カミツキガメ、ワニガメ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、ガー科全種、バイク科全種、アカボシゴマダラ、クワガタムシ科、イタチハギ、オオカナダモ、コカナダモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオフサモ、オノノウシケグサ、コマツナギ科全種(在来種除く)、キショウブ、シナダレスズメガヤ、ハリエンジュ、ヒメオウギズイセン、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、ホテイアオイ、ミズヒマワリ、コンテリクラマゴケ、イチイヅタ)	放逐、植栽等の禁止	移入指定種に国内外来種は含まれていない
熊本県	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	遺棄、逸出等により生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある外来種を公表するものとする(第1章 第7条)。 公表した外来種の個体(卵及び種子を含む、以下同じ。)を飼養し、又は栽培する場合等においては、野外に遺棄し、又は逸出等して生態系をかく乱することのないよう注意を払わなければならない。 公表した外来種の個体が適切に取り扱われないために、生態系に著しい支障を生じていると判断する場合には、その所有者又は占有者に対して飼養又は栽培の中止その他の適切な措置を講ずるよう指導することができる。	在来種全体	公表した外来種	遺棄、逸出に注意、場合によっては飼養、栽培の中止や適せ適切な処置	公表された外来種の記述無し
大分県	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	<外来生物による生態系への被害の防止> 海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物の種(以下「外来生物」という)の個体を、みだりに野外に遺棄し、又は逸出させることにより生態系をかく乱させることのないよう努めなければならない(第五章 第二十七条) <外来生物に関する調査等> 指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、個体又は個体群の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、指定希少野生動植物の保護に関し必要な対策を講ずるものとする(第二十八条)。	在来種全体	国外由来の外来種	遺棄、逸出させないように努め、保全対象を保護するために調査と必要な処置	
宮崎県	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	<外来種又は移入種に関する調査等> 外来種又は移入種であって、野生動植物の個体の生息等に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その個体の生息等の状況、野生動植物の個体の生息等に及ぼす支障の程度その他必要な事項について調査をし、野生動植物の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする(第四章 第三十二条)。	在来種全体	外来種、移入種とのみ表記(定義は見当たらず)	保全対象を保護するために調査と必要な処置	